

合併処理浄化槽への転換費用を補助します

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

住宅に設置されている単独処理浄化槽又はくみとり便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付しています。ぜひこの機会に合併処理浄化槽に転換し、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

- 対象区域 下水道事業供用開始区域(渡瀬・元原の一部) **以外**の地域
- 補助基数 人槽を問わず、**20基**(先着順)
- 補助金額

	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	352,000円	434,000円	568,000円
配管費	一律 100,000円		
撤去・処分費	一律 60,000円		
合計	512,000円	594,000円	728,000円

- 注意点
 - ・対象は、専用住宅又は店舗併用住宅(居住部分が2分の1以上)で、10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合があります。
 - ・新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置した場合は、補助の対象にはなりません。
 - ・工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
 - ・定数に達し次第、受付は終了となります。

狩猟免許の取得にかかる費用を一部補助します

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

町では、有害鳥獣による人的被害や農作物等の被害防止を図るため、有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許を新たに取得する場合、費用の一部を補助します。

- 補助対象 下記の全てに該当する方
 - ・町内に住所を有しており、交付申請日時点で65歳未満の方
 - ・町税等を完納している方
 - ・新たに狩猟免許(第一種銃猟免許・わな猟免許)を取得しようとする方
 - ・免許取得後、児玉猟友会神川支部に加入し5年以上有害鳥獣の捕獲に取り組むことができる方
 ※再取得の場合は対象になりません。

●補助金額

免許の種類	補助金額	募集人数
第一種銃猟	上限 20万円	3名
わな猟	上限 5万円	3名

※補助の中には、免許取得に要した費用や銃器関連装備品(銃器本体は除く)の購入に要した費用、児玉猟友会神川支部年会費を含みます。

●申請書類

- ・交付申請書(防災環境課にあり)
- ・狩猟免許証の写し
- ・補助対象経費が確認できる書類の写し
- ・児玉猟友会神川支部に入会したことを確認できる書類の写し
- ・誓約書(防災環境課にあり)
- ・その他町長が必要と認める書類



狂犬病予防注射を行います

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により、年1回狂犬病予防注射を飼犬に受けさせる義務があります。町では、下記のとおりで集合注射を実施しますので、この機会に予防注射を受けましょう。

●日程

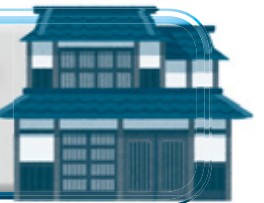
期日	時間	場所
4月18日(火)	午前10時30分～10時45分	住居野神社
	午前11時～11時30分	矢納センター
	午後1時10分～2時30分	阿久原センター
4月19日(水)	午前10時～11時30分	渡瀬コミュニティセンター
	午後1時10分～2時30分	神川町役場(本庁舎北側)
4月20日(木)	午前10時～11時30分	ふれあいセンター前
	午後1時10分～2時30分	神川町役場(本庁舎北側)



- 費用 注射費用として1頭あたり**3,300円**(未登録の場合は別途登録費用3,000円)
※お釣りのないようにご用意をお願いします。

空き家の解体費・改修費を補助します

問合せ 防災環境課 ☎0495-77-2124



町では、空き家の有効活用と町民の良好な居住環境を確保することを目的に、町内空き家の解体費・改修(リフォーム)費の一部を予算の範囲内で下記のとおり補助します。

●解体費

補助金額	条件等	件数
工事経費の 1/3 (上限 30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のいずれかであること ①特定空き家(勧告を受けている場合は除く) ②昭和56年5月31日以前に建築された老朽建物で町が定める老朽空き家の基準を満たす空き家 ・町内業者が施工すること 	3件

●一般世帯改修(リフォーム)費

補助金額	条件等	件数
工事経費の 1/2 (上限 20万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ・5年以上その物件に居住する意思があること ・町内業者が施工すること ・町で実施の同様の補助金又は助成金の交付を受けていないこと 	3件

●子育て世帯改修(リフォーム)費

補助金額	条件等	件数
工事経費(外構は除く)の 1/2 (上限 20万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクに登録されている空き家物件を購入又は賃借した建物であること ・町外に1年以上居住しており中学生以下の子を扶養する世帯であること ・世帯主又は配偶者のいずれかが40歳未満であること ・5年以上その物件に居住する意思があること ・町内業者が施工すること 	3件

上記のほかに、
 ・空き家の庭木伐採、除草や引越しに係る費用(物品の購入費は除く)の**1/2**で上限**10万円**を加算して補助します。
 ・中学生以下子ども一人あたり**3万円**で上限**9万円**を加算して補助します。

●申請開始日 5月15日(月)～

※空き家バンク 空き家となっている利活用可能な建物のうち、所有者が売却・賃貸を希望する物件の情報をホームページなどを通して、町内に移住・定住を希望する方に情報提供を行う制度です。